

警報が発令された場合の登下校について（重要）

平成26年4月

警報が発令された場合、児童の登下校について次のようにお願いします。

暴風・大雨・洪水・大雪警報及び特別警報が発令された場合の登下校

1 児童が登校する以前に警報が発令されている場合

- ア 警報が解除されるまで、家庭で待機します。
- イ 始業時刻の2時間前(午前6時15分)までに警報が解除された場合は平常どおり登校します。
- ウ 始業時刻の2時間前より午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経ってから授業を開始します。
- エ 午前11時以降に解除された場合は、当日の授業を中止します。
ただし、イ・ウの場合において、道路や橋の損壊などで危険な場合、または自家の被害が大きい場合は、登校しなくてよい。→この時は必ず学校へ連絡してください。(電話29-0005)

2 児童が登校してから警報が発令された場合

- ア 校内の安全な場所で待機します。
- イ 下校時刻までに警報が解除された場合は、通学路の安全を確認したのち、職員が引率するとともに、保護者、地域の安全ボランティアに見守りを依頼し、集団下校をします。しかし、安全の確保ができない場合は、校内の安全な場所で待機し、保護者への引き渡しにより下校します。
- ウ 下校時刻になっても解除されない場合は、警報が解除され、安全が確保されるまで学校で待機します。また、状況により可能な場合は保護者への引き渡しを行います。
- エ 地域の状況について、PTA地区(連絡)委員の家庭へ問い合わせをさせていただく場合があります。また、危険な状況がある場合はどなたでもご連絡をお願いします。(電話29-0005)
- エ 全校児童が学校待機の場合は体育館待機とし、保護者にメール配信で迎えを依頼します。

3 大雪警報が発令された場合の休業及び登下校について。

- ア 大雪警報が発令された場合は、原則他の警報発令時と同じです。しかし、気象情報や地域の状況により、教育委員会と協議の上、登校あるいは待機、下校の判断をします。

4 警報の発令以前、あるいは解除後の安全について。

- ア 警報発令の有無に関わらず、地域（特に通学路など）で危険箇所に気づかれた場合は、直ちに学校へ連絡してください。

警報の発令が予想される場合

台風接近など、警報発令が予想される場合は、対応についての文書配布、メール配信をします。

気象警報に関わる保護者への児童引き渡し方法

学校待機時の保護者迎えによる引き渡しでは、児童は原則運動場（雨天時は体育館）待機とします。お迎えの保護者は地震時の引き渡しと同様、校舎手前から運動場へ入り、大きく右回りで外トイレ横まで進み順番をお待ちください。体育館前で児童を乗せた後、学校前の道路を進み、お帰りください。学校と県道の出入りは混雑が予想されますので、順序良くお願いします